

第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>

第4次浦添市障害者計画・第6期浦添市障害福祉計画・第2期浦添市障害児福祉計画

～ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの^{まち}都市～



令和3年3月

沖縄県浦添市

はじめに

本市では、平成30年3月に「第4次てだこ障がい者(児)プラン」を策定し、「人間尊重」を基本理念として掲げ、各種の障がい者施策に取り組んでまいりました。

この度、「第4次てだこ障がい者(児)プラン」を構成している「第5期浦添市障害福祉計画」及び「第1期浦添市障害児福祉計画」が令和2年度末をもって計画期間終了となるため、これまでの取り組みを点検・評価しつつ、国の動きや考え方を踏まえ、「第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」を策定いたしました。

この間の大きな動きとしましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(令和元年6月)が行われ、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されております。

さらに、令和2年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、基本理念や提供体制の確保に関する考え方等の見直しをはじめ、サービス等提供体制の確保に係る目標の設定についても追加・見直しが図られております。

障がいのある方々が、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るためには、市民の皆様をはじめ、地域社会のご理解とご協力が必要となります。そのため、本プランでは「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市(まち)」の基本理念のもと、6つの基本視点と4つの基本目標、さらに4つの重点施策を設定し、計画を策定しております。障がいがある方も障がいのない方も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

令和3年度には、浦添市障がい福祉関連複合施設「ピラルうらそえ」を立ち上げ、障がい者(児)福祉施策の更なる充実・強化を図ってまいりますので、今後とも、障がい者(児)プランの推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました浦添市福祉保健推進協議会・障がい者プラン策定専門部会委員の皆様、アンケート調査でご協力をいただきました市民の皆様、そして関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。



令和3年3月

市長 松本 哲治

目次構成

第1部. 計画策定にあたって	1
1. 『第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>』策定の基本的な考え方	1
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の策定体制	5
4. 計画の対象者	6
5. 計画の期間	6
6. 計画課題の整理	7
第2部. 総論	11
1. 計画の基本理念（めざす姿）と基本視点・基本目標	11
2. 重点施策	17
3. 計画を推進するために	18
第3部. 具体的な取組み	19
目標1：暮らしを支える生活基盤づくり	20
目標2：早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり	34
目標3：共に働き、活動する環境づくり	39
目標4：快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり	45
第4部. 障害福祉計画・障害児福祉計画の具体内容	53
参考資料	91

【本計画における「障がい」用語の定義について】

浦添市では、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚をはかる取組みの一環として、「障がい」の表記に関する方針』を定め、「障害」という言葉が、前後の文脈から人を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記することを定めています。なお、人を表す場合でも、固有名詞や法令で規定されている用語等はこの方針から除きます。

例：「障がい者」「身体に障がいのある方」「発達障がい児支援」
「障害者計画」「身体障害者手帳」「発達障害者支援法」

第1部. 計画策定にあたって

1. 『第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>』策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

我が国においては、平成18年10月に施行された「障害者自立支援法」において、障がいの種類ごとに提供されてきたサービスの一元化や既存のサービス体系の再編等が行われるとともに、サービス提供体制の計画的な整備に向け、地方自治体に対して「障害福祉計画」の策定が義務づけられています。その後、「障害者基本法」の改正（平成23年）により、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生等や差別の解消といった考え方が示されるとともに、「障害者総合支援法」（平成25年）では、障害福祉サービスの対象となる障がい者の定義に難病患者が追加されるなど、制度の谷間を埋めるための法改正が行われています。加えて、「障害者差別解消法」（平成28年）の施行等といった各種法改正が進み、地域生活の充実とインクルーシブな社会の構築に向けた法制度が整えられてきています。そうした中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年）により、児童福祉法において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（令和元年6月）が行われ、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されるとともに、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮し、職業生活において活躍することの推進に関する取組みを実施できるよう、「障害者活躍推進計画」を定めることとされています。

さらに、令和2年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、基本理念や提供体制の確保に関する考え方等の見直しをはじめ、サービス等提供体制の確保に係る目標の設定についても追加・見直しが行われています。

浦添市では、平成29年度に『第4次てだこ障がい者（児）プラン（第4次浦添市障害者計画・第5期浦添市障害福祉計画・第1期浦添市障害児福祉計画）』を策定しています。同計画は、障がい者施策の基本的事項を定める「障害者計画」（障害者基本法による）と、3年を1期として障害福祉サービス等の確保に関して定める「障害福祉計画」（障害者総合支援法による）、障害児通所支援等の確保に関して定める「障害児福祉計画」（児童福祉法による）を一体的に策定したものとなっており、計画の基本理念（めざす姿）として「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市^{まち}」を位置づけ、4つの基本目標及びそれに基づき各種施

策を位置づけています。また、基本視点の1つとして「地域の中で共生していくことのできる社会の構築」を新たに位置づけるなど、ライフステージや施策分野にかかわらず、6つの横断的視点で取り組んでいくこととしています。この間、同計画に基づき、障がい者福祉施策の計画的実施とサービス供給体制の整備をはかってきたところですが、令和2年度末をもって計画期間満了となることから、この間の取組みを点検・評価し、計画の見直しを行っていくことが必要となっています。

したがって本計画は、国の動き・考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、地域に住む障がい者本人や障がい者団体等のニーズ把握、障害福祉サービス等に係る各種施策の点検等により課題を整理し、「第6期浦添市障害福祉計画」並びに「第2期浦添市障害児福祉計画」の策定をはかるとともに、「第4次浦添市障害者計画」についても必要な見直しをはかることにより、これらを包含した新たな計画として『第4次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉』の策定をはかるものです。

計画策定の法的根拠

①市町村障害者計画(障害者基本法第 11 条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第 88 条)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③市町村障害児福祉計画(児童福祉法第 33 条の 20 第1項)

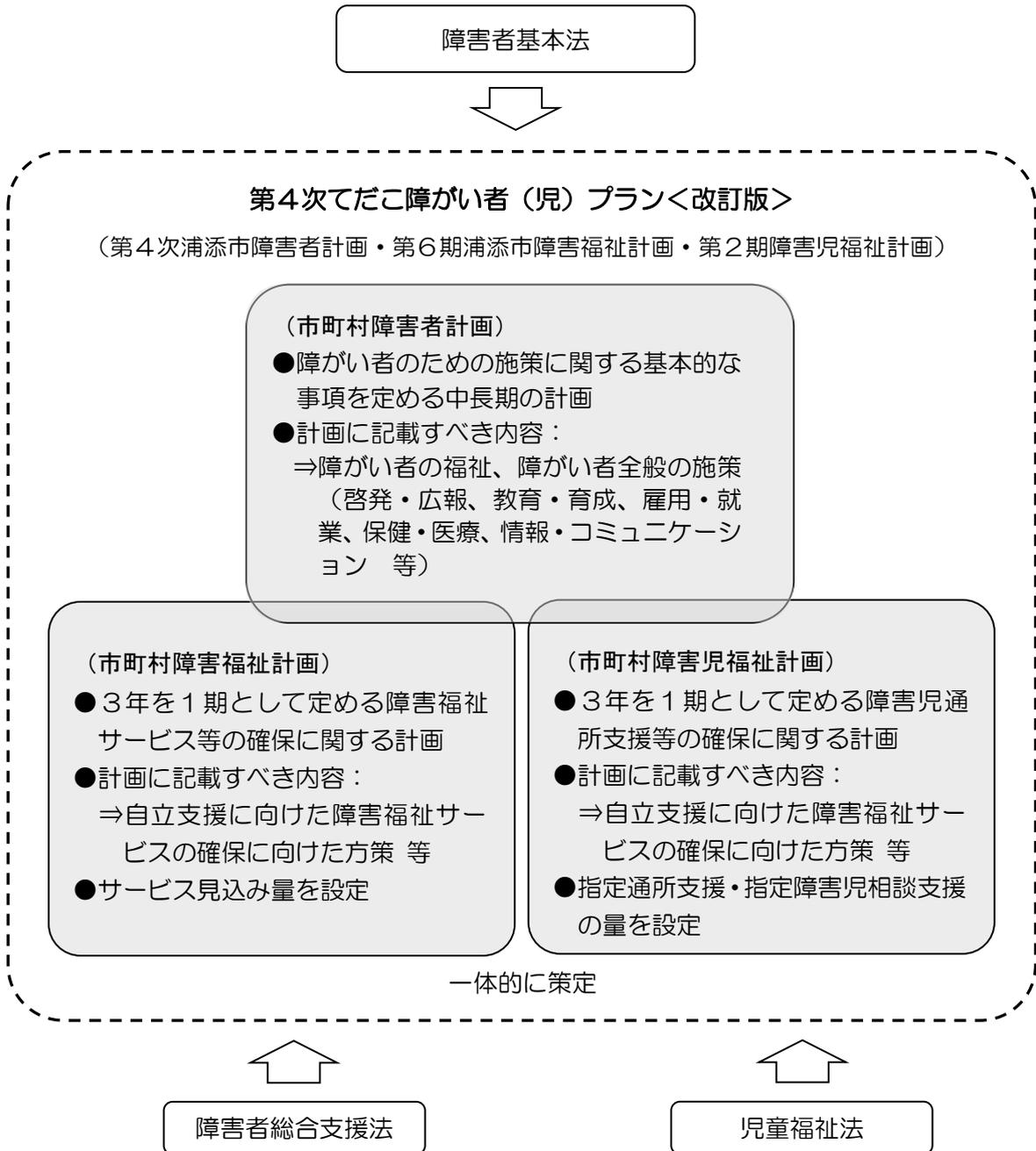
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 20 第6項)

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」の関係(概念図)

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法（第88条）に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法（第33条の20）に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化したものととして計画を策定します。

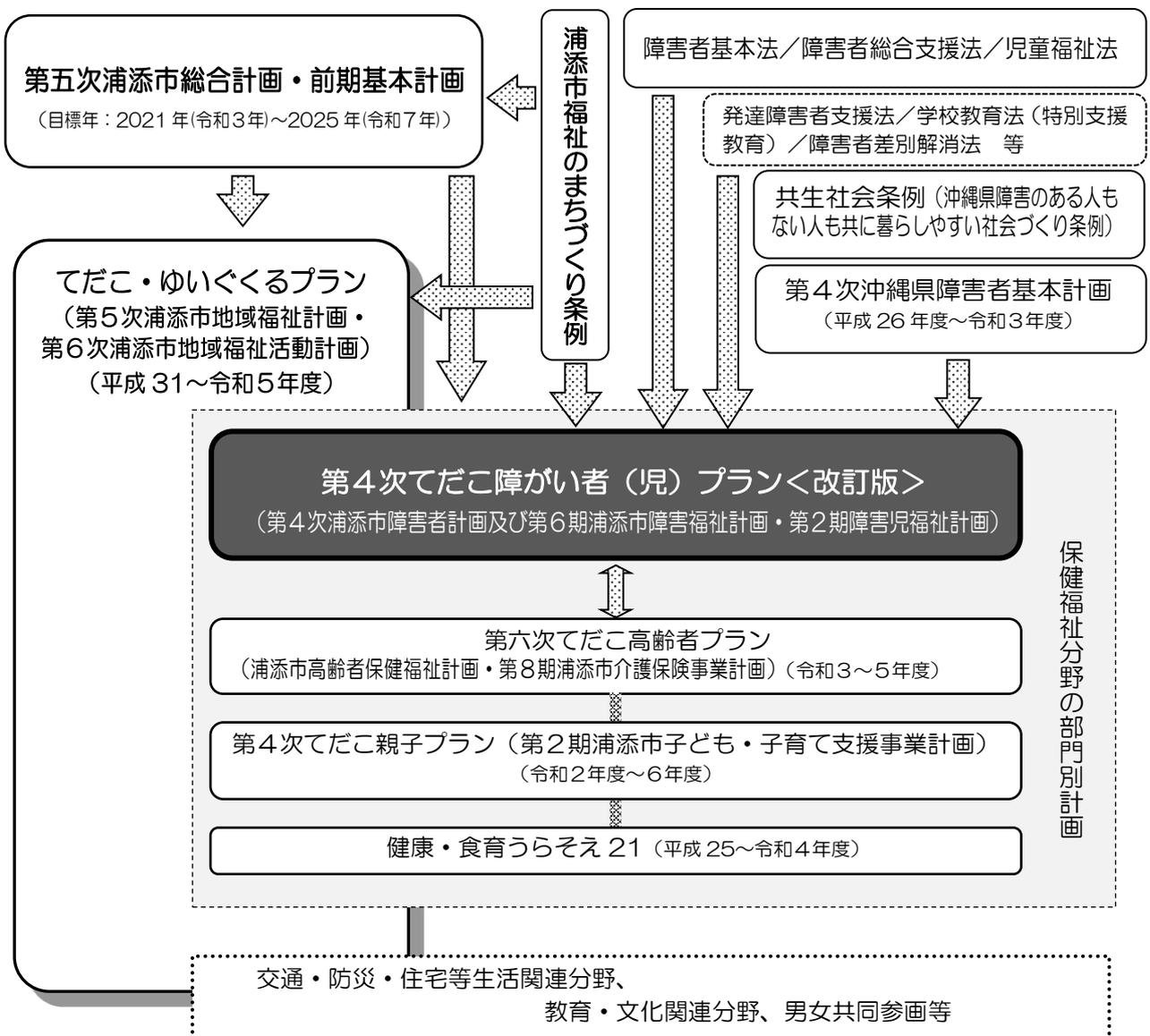


2. 計画の位置付け

浦添市の最上位計画である「第五次浦添市総合計画」のもと、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づく市町村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体化した計画として策定します。

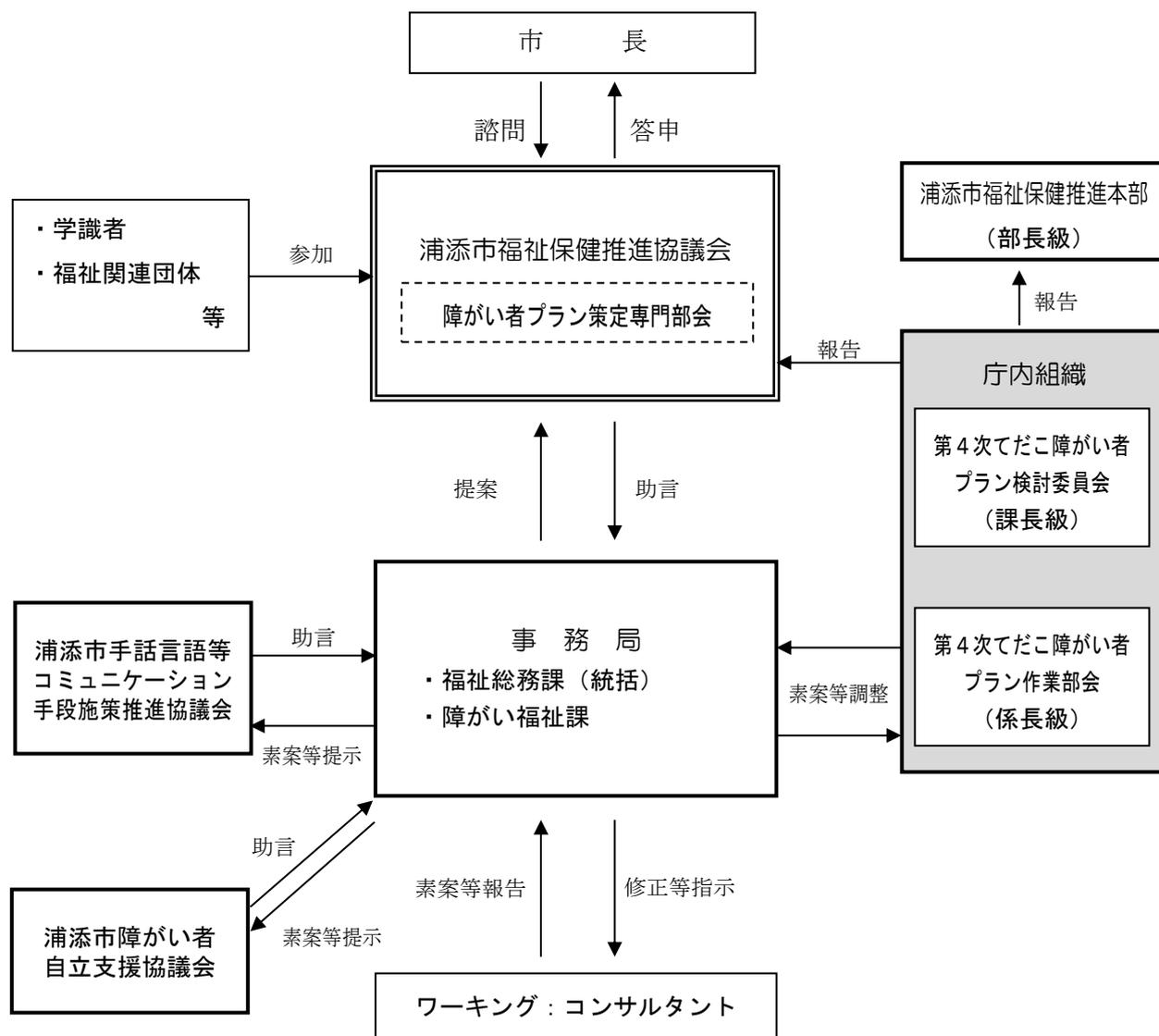
保健福祉分野をはじめ、地域づくりに関する各種分野別計画との整合性をはかるものとしします。

■第4次てだこ障がい者(児)プランの位置づけ



3. 計画の策定体制

この計画は、以下に示す体制で策定しています。



4. 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害に該当している方及び難病等により障害福祉のサービスを利用している方です。

【障がい者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障がい者を含む）

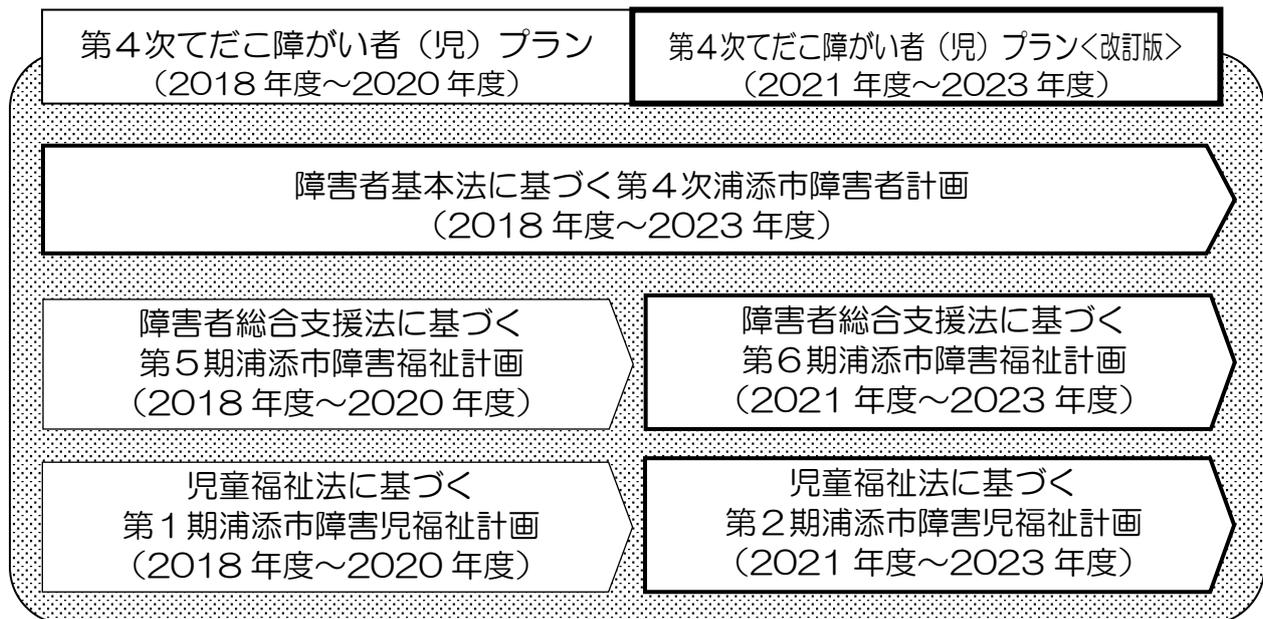
【障がい児】

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

5. 計画の期間

第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>は、2023年度（令和5年度）を目標年度とします。

2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



6. 計画課題の整理

第4次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉の策定にあたり、国・県の動向をはじめ、障がい当事者へのアンケート、この間の施策実施状況に関する評価を踏まえ、障がい者施策の主な課題等を整理しました。

（1）成年後見制度の充実に向けた対応

- 成年後見制度は、知的障がいや精神障がい、認知症があることによって判断能力が不十分な方を社会全体で支えていくために重要な手段ですが、十分に利用されているとは言い難い状況にあります。そうした状況を鑑み、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布されており、市町村に対しても成年後見制度の利用促進に向けた基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進計画）づくりや成年後見等実施機関の設立を努力義務として位置づけています。
- なお、厚生労働省社会・援護局成年後見制度利用促進室が示した成年後見等実施機関の具体的なイメージでは、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の指定（市町村直営または委託）及び、中核機関を事務局とした協議会の設置をはかっていくことが示されています。
- 本市においては、次年度に成年後見制度利用促進計画を策定する予定となっておりますが、自立支援協議会権利擁護部会からも制度利用につなげるための体制・仕組みの構築が求められていることから、今後、中核機関等の体制整備についても対応を進めていく必要があると言えます。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送っていくことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。第4次障がい者（児）プランにおいても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、平成32年度（令和2年度）までに「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」をはかっていくことを成果目標として位置づけています。
- 本市では、この間、自立支援協議会等において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのあり方について意見交換を行い、第4次障がい者（児）プランの成果目標であった協議の場の設置に向けて取り組んでいる状況です。引き続き「保健、医療、福

社関係者による協議の場の設置」に向け、精神障がい者の暮らしを支えるための支援を地域の中で包括的に提供していくための取組強化をはかっていく必要があります。

（３）相談支援体制の充実・強化

- 国の示す新たな基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援体制の強化を成果目標として示しているなど、相談機能の更なる充実が求められていると言えます。
- 本市では、相談支援事業所による障がい者の様々な相談対応がはかられているとともに、相談支援体制を充実・強化する取組みの中核となる基幹相談支援センターの設置も行っています。また、令和3年度からは、基幹相談支援センターを浦添市障がい福祉関連複合施設に移転（業務委託）していくことから、これまで同様に相談支援事業所等との連携を継続・充実していく必要があります。
- 他方、改正社会福祉法では、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しており、国においては、同法に基づく新たな事業として「重層的支援体制整備事業」を創設しています。具体的には、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における相談や地域づくり関連の現行の事業・仕組みについて、属性・世代を問わないで実施する体制構築をはかるものとなっています。属性・世代を問わない将来的な重層的支援体制の整備については、障がい福祉関連セクションだけで担えるものではありませんが、これまで以上に庁内関係セクション同士や関連事業所等との連携をはかっていく中で、将来的な実施に向けたあり方を検討していく必要があります。

（４）『地域生活支援拠点等』の整備

- 地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援のあり方が求められています。
- 障害福祉計画の策定にあたっては、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能からなる『地域生活支援拠点等』の整備を成果目標として示すことが求められていましたが、本市においては、地域資源の面からも全ての機能を備えた形を直ちに整備するのは難しい側面があることから、5つのうち、一部機能を先行して整備を行う手法で検討している状況にあります。
- したがって、有機的な結びつきをはかっていくことが可能な既存資源・機能の連携か

ら開始していくことも含め、段階的な体制整備に向け、引き続き対応を進めていくことが求められます。

(5) 浦添市福祉のまちづくり条例等の周知

- 本市においては、令和2年10月より「浦添市福祉のまちづくり条例」の施行や「パーキング・パーミット制度」の導入をしています。当事者アンケートにおいては、多くの方がこうした取組みに期待している状況が読み取れる状況にあります。したがって、今後においては、当事者はもとより、健常者も含めた全ての市民及び関係機関への周知をはかり、その実現に努めていく必要があります。
- また、令和3年4月より「浦添市障がい福祉関連複合施設」が供用開始となることから、円滑な事業運営に向けて指定管理者との密な連携をはかっていくとともに、市民及び関係機関への周知をはかり、活用を促進していく必要があります。

(6) 就労支援・地域移行に対する支援等、障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスについては、必要とするサービスを利用できる状況が構築されてきていますが、就労支援や地域移行に対する支援については、就労定着支援や自立生活援助といった新たなサービスの利用が進んでいない状況にあるとともに、グループホームの不足なども見られ、更なる支援の充実が求められる状況にあります。
- 障がい当事者へのアンケートにおいては、働きたいが働けない理由として、「障がいにより、できる仕事がない」と回答した方が半数以上と多く見られる一方で、「求職中・職場訓練中」または「働きたいがどこに相談していいのかわからない」といった就業意欲の高い方が一定数見られました。そのため、引き続き、浦添市障がい者自立支援協議会の部会等を通し、就労に関する関係機関との連携を強化していく必要があります。
- また、障がい者の地域移行を進めるため、引き続き安心して暮らせる住まいの確保を進めるとともに、サービスの利用促進をはかり、地域移行を支えていくことが求められます。
- なお、障害福祉サービスについては、新型コロナウイルス感染症により、各種サービスの利用に支障を来している状況もあることから、サービス事業所とも連携をはかりながら、適切な感染症対策の周知等をはかっていくなど、安心してサービスを利用できる環境づくりに努めていく必要があります。

(7) 地域生活支援事業の充実

- 地域生活支援事業のうち、必須事業については適切な実施をはかってきていますが、任意事業についても、本市の実情を踏まえ、実施に努めていくことが求められます。
- 発達障がい児及び家族支援に対する要望が多く寄せられていることから、当事者団体等との連携のもと、ペアレントプログラムやピアサポートの実施等を検討していく必要があります。

